(4) 住所
京都府舞鶴市字喜多千百五番一
(5) 代表者の氏名
中西　洋一
(6) 登録の区分
住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分
(7) 評価の業務を行う事務所の所在地
京都府舞鶴市字喜多千百五番一
(8) 法第十三条の評価員の氏名
相本　哲邦、中西　洋一、本多　重久
(9) 役員の氏名
中西　洋一、本多　重久、横町　泰、上野　陽一、山上　睦男、池田　兼行、相本　哲邦、小埜　利武、小林　輝男、馬場　宏史、松本　均、瀬﨑　祐次、後野　和男
(10) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
相本　哲邦
(11) 評価の業務を行う区域
京都府の全域

○沖縄総合事務局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月二日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉座津武原一一七四番一地内	前	二七・二〇～二三・二八（メートル）	八一・〇〇～七五・九三（キロメートル）	
	後			
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉座津武原一七四番一から同村字宇嘉座津武原一六六番一まで	前	B	〇・二三二～〇・二三三	
	後	A	一一・五〇～一〇・二五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一五〇・〇〇～二三・一九	
		A	一一・五〇～一二・〇八	
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉座津武原一一六六番一から同村字宇嘉座津武原一〇六二番まで	前	B	〇・七七四～〇・六五〇	
	後	A	一二一・五〇～一六・七一	
		B	一二三・〇〇～一五・四六	
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉座津武原一一六六番一から同村字宇嘉座津武原一〇六二番まで	前		〇・五〇二～〇・五〇二	
沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉座津武原一〇六四番一から同村字宇嘉座津武原一〇五〇番一まで	前		一二・三五～二一・一三	
	後		八三・七三～八九・九六	
			〇・一七一～〇・一七一	

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

国会事項

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程は、三月三十一日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

国会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の資産等の公開に関する規程（平成四年十二月十日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中

「

土地等の譲渡所得	事業・雑所得	
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の譲渡所得		
先物取引の雑所得		

」を

「

土地等の譲渡所得	事業・雑所得	
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の譲渡所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の雑所得		

」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程は、三月三十一日両議院議長において、次のとおり協議決定した。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一九、〇〇〇円」を「一八、九〇〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二三、一〇〇円」に改める。

附　則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。